

動物用生物学的製剤検定基準の一部を改正する件 新旧対照表
○動物用生物学的製剤検定基準（平成14年10月3日農林水産省告示第1568号）（抄）

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>ワクチン（シードロット製剤を除く。）の部 馬インフルエンザ不活化・日本脳炎不活化・破傷風トキソイド混合（アジュバント加）ワクチン</p> <p>動生剤基準の馬インフルエンザ不活化・日本脳炎不活化・破傷風トキソイド混合（アジュバント加）ワクチンの<u>3.6.9.2</u>に規定するところにより、試験を行うものとする。</p>	<p>ワクチン（シードロット製剤を除く。）の部 馬インフルエンザ不活化・日本脳炎不活化・破傷風トキソイド混合（アジュバント加）ワクチン</p> <p>動生剤基準の馬インフルエンザ不活化・日本脳炎不活化・破傷風トキソイド混合（アジュバント加）ワクチンの<u>3.6.3、3.6.8及び3.6.9</u>に規定するところにより、これらに規定する試験を行うものとする。 <u>また、小分製品について同基準の馬インフルエンザ不活化・日本脳炎不活化・破傷風トキソイド混合（アジュバント加）ワクチンの3.3.2及び3.4.2の規定を準用して試験を行うものとする。</u> <u>また、小分製品について同基準の日本脳炎（アジュバント加）不活化ワクチンの 3.3.2 の規定を準用して試験を行うものとする。</u></p>